

## 松本 幸夫に対する行政処分の概要

### 1 処分対象者

松本 幸夫 (まつもと ゆきお) (以下「松本」という。)

### 2 処分(命令)の内容

松本は、令和3年2月20日から同年11月19日までの間、特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

法第8条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、つかさホームクリエイトこと角藤司(以下「同事業者」という。)に対し、法第8条第1項の規定に基づき、同事業者が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 松本は、同事業者の代表者ではないものの、これと同等程度の責任を有する立場にあると認められる者であり、かつ、同事業者が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。